## 施設の使用に関するきまり

東京都立田柄高等学校都立学校開放事業運営委員長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人 単位の出入りの際は必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 3 自動車での来校は原則として禁止します。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。
- 6 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに学校の担当者に申し出て、その指示に従ってください。
- 7 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 8 事前に登録した登録団体以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 9 各施設使用の際は、学校できめられた靴を使用してください。
- 10 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 11 使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう現状回復してください。
- 12 校内は、禁煙です。また、ごみ、空き缶は持ち帰ってください。
- 13 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導日誌に記入し、提出してください。
- 14 その他、施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 15 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める 一定期間の使用を禁止します。又は、団体の登録を取り消すこともあります。